

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	久居2-1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		(名称) 津 市 長 前 葉 泰 幸		(所在地) 津市西丸之内23番1号						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林							経営管理権 の初期	経営管理権の 存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益が ある場合において甲に支払われるべ き金銭の額の算定方法	乙が甲に金銭 を支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	林小班	登記 地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	津市榑原町字野ヶ坂3265	201-2026-1-8-0	山林	1.07	ヒノキ	41	(公告月日)	15年 (令和23年 9月28日)	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、津市森林 整備計画に基づき、存続期 間中に、間伐を1回実施す る。ただし、経営管理実施権 が設定される場合は、経営 管理実施権者が提示した企 画提案書に基づいて、森林 整備を行うものとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等からの目視に よって判断できる限りで気象 害等の確認を行う。ただし、 経営管理実施権が設定され る場合は、経営管理実施権 者が確認を行うものとする。 間伐は森林の現況や林地 の状態を把握した上で山腹 崩壊等の災害リスクや生物 多様性に配慮し実施するも のとする。	経営管理権に基づき乙が経営管理を 行うために要した経費は乙が負担し、乙 が実施する間伐の結果生じた木材の販 売による収益は乙のものとする。なお、 原則として乙は間伐材の搬出、販売は 行わない。 ただし、経営管理実施権が設定され た場合、経営管理実施権者が経営管 理実施権配分計画に添付された利益 の見積額を甲に支払うものとする。な お、木材の販売収益から利用間伐及び 販売の経費（経費の見積額）を控除 した額が経営管理実施権配分計画に 添付された甲に支払う見積額を上回る 場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払 いは行わない。 ただし、経営管 理実施権が設 定された場合 は、木材の販売 収入額が確定 後、経営管理実 施権者から甲に 対して速やかに 支払いを行うもの とする。	経営管理 権の設定区 域は別添 図面のとおり。 ただし、ス ギ、ヒノキ等 の人工林以 外について は、間伐の 対象から除 くものとし る。
2	津市榑原町字野ヶ坂3274	201-2026-1-8-0	山林	-	ヒノキ	41						
以 下 余 白												

[illegible]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路線その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、乙（経営管理実施権が設定された時には、経営管理実施権者）が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。
なお、乙は経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。